

砂利採取計画認可期間を定める要領

(目的)

第1 この要領は、砂利採取計画の認可期間に関し期間の決定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(認可期間)

第2 採取計画の認可の期間は、次の各号によるものとする。

- (1) 採取計画の認可の期間は、1年以内とする。
- (2) 他の法令の定めのある場合又は土地の権原についての契約等の期間に定めのある場合は、原則としてその期間とする。ただし、上記(1)の期間を超えないこと。

(認可期間の特例等)

第3 第4の基準に従い優良と認められるときは、認可期間を次のとおりとすることができる。

- (1) 既に認可を受けた者が同じ採取場で継続して洗浄のみを行う場合は、第2(1)の認可期間を3年以内とする。

(採取場を優良と認める基準)

第4 採取場を優良と認める基準は次のとおりとする。

- (1) 「岩石・砂利採取場立入調査実施要領」による自主点検実施結果報告書の提出があり、かつ、直近の「砂利採取場点検表」において、該当項目がすべて○(マル)となっている立入調査結果通知書が認可申請書に添付されていること。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行するものとする。
- 2 第3の規定は施行の日以降に受付ける申請について適用する。